

### 化学物質取扱い作業における 6種のリスク管理マニュアル公開

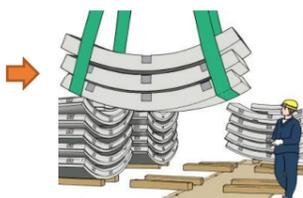
建災防本部主催で3月13日「建設業における化学物質取扱い作業におけるリスク管理マニュアルの説明会」が開催されました。

今後の化学物質管理体制の見直しを踏まえ、化学物質管理体制の確立が求められているところですが、昨年公開された6種類の建設作業に加えて、土木関係の3種類の作業（赤字）のリスク管理マニュアルが示されました。

これは指針に基づく化学物質の一連の流れ（濃度測定による分析、リスク低減措置等）を省略することができるものです。

- ①セメント系粉体取扱い作業
- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業
- ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業
- ④防水等有機溶剤取扱い作業
- ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業
- ⑥接着（長尺シート等）作業

⑦シールドマシン掘進  
作業及びセグメント  
運搬作業



⑧セグメントシール貼付  
け有機溶剤取扱い作業



⑨防水工事底部プライ  
マー塗布作業・防水ス  
プレーガン吹付作業



### Q&A 建災防の化学物質講習はなぜ 1時間長い？

化学物質を取扱う場合における流れを説明しますと、①その成分を確認し、ばく露濃度を測定する②製品のSDSやばく露濃度のデータによりリスクアセスメントを行う③リスクアセスメントの内容によって対策を講じる。

という段階を踏む必要があります。

厚生労働省で示された指針により「特定の作業において、一連の流れを抑えたマニュアルを作成し、それに準じて行えば、一連の流れは省略できる」ということになっています。

そこで、建災防版の特徴としては、そのマニュアルを使うことを想定して講義を行います。

そのため、指針で示された講習時間は6時間ですが、マニュアルの法的根拠や、作成方法、既に建災防で作成された左記9作業のマニュアルの使い方などについて、1時間講習時間を加えた7時間のカリキュラムで行うこととしています。

### Q&A 化学物質管理者を選任しなければならぬのは塗装屋さんだけ？

化学物質という有機溶剤を扱う塗装屋さんなどが対象だろうと漠然と考えていらっしゃるかもしれませんが、対象となる化学物質はあらゆる職種で使われていますので、ほとんどの業者さんで選任する必要があります。

ただし、これは現場ごとではないので事業場で一人受けていただいて選任すればいいものです。

元請に関しては、職員さんが自ら扱う場合は必要ですし、自ら扱わなくても協力業者にセメント、生コンなどを譲渡・提供するようなケースでは、元請でも選任して、協力業者に対して情報を提供する必要があります。

# 建災防神奈川支部ニュース

No.584 令和7年4月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 令和7年度神奈川労働局労働基準部における行政運営方針について

～すべての人がいきいきと働かながわを目指して～



◆第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の推進

労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、中間年度となる第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の目標達成に向け、同計画に基づき次の取組を行います。

◆事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策の必要性や意義とともに経営や人材確保・育成の観点からプラスになることを積極的に周知啓発します。

◆高年齢労働者の労働災害防止及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び（エイジフレンドリー補助金（新たなコース新設）の周知を図ります。

◆外国人労働者等の労働災害防止の推進

◆個人事業者等に対する安全衛生対策

◆業種別の労働災害防止対策の推進

◆労働者の傾向確保対策の推進

◆業種別の労働災害防止対策の推進

◆労働者の傾向確保対策の推進

◆外国人労働者等の労働災害防止の推進

◆個人事業者等に対する安全衛生対策

◆業種別の労働災害防止対策の推進

◆労働者の傾向確保対策の推進

◆外国人労働者等の労働災害防止の推進

◆個人事業者等に対する安全衛生対策

◆業種別の労働災害防止対策の推進

◆長時間労働の抑制

◆建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制遵守には、建設工事発注者、荷主等の理解が重要であるため、上限規制や配慮の重要性を周知します。

◆労働条件の確保・改善対策

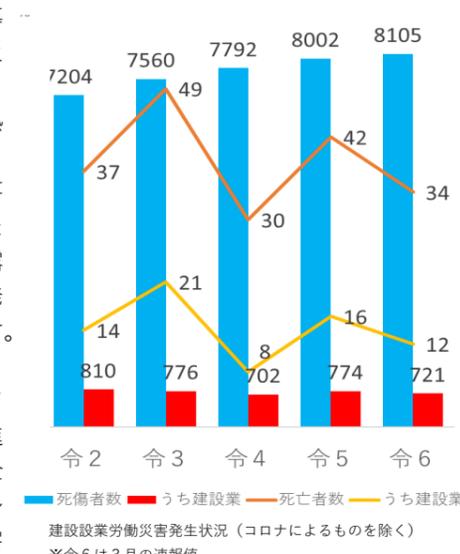
◆外国人労働者等の労働災害防止の推進

◆労働者の傾向確保対策の推進

◆個人事業者等に対する安全衛生対策

◆業種別の労働災害防止対策の推進

◆労働者の傾向確保対策の推進



## 支部行事予定

本部表彰選考委員会  
時：4月24日 14：00  
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議  
時：4月24日 15：00  
所：建設会館411会議室

第1回理事会  
時：5月22日 15：00  
所：建設会館講堂

代議員会  
時：5月29日 15：00  
所：建設会館講堂

本部理事会、総代会  
時：6月11日 14：05  
所：東京プリンスホテル

運営委員会  
時：6月12日 15：00  
所：建設会館講堂

木建協正副会長会議  
時：6月19日 15：00  
所：講堂控室

木建協総会  
時：6月26日 15：00  
所：建設会館講堂

## 経営首脳者セミナー開催される

3月6日令和6年度の経営首脳者セミナーを建設会館講堂で開催しました。



冒頭開講に当たって黒田支部長からは、昨年の建設業における労働災害の発生状況について触れ、「建設業における労働災害は、長期的には減少傾向にあるが、昨年の県内における死亡災害は全国的にみるとワースト2ということで、非常に憂慮すべき状況にある。建災防は昨年60周年を迎えたが、今後も変わることなく災害ゼロを目指し、実効ある活動を積極的に展開していく」と協力を求めました。



督課長から、上限規制から1年経とうとしている段階において、災害の復旧及び復興にかかる事業を行う場合における時間外労働の上限規制、働き方改革に向けて、長時間労働の改善、建設労働者の質上げなどについての説明がされました。

次に、安全課の塚田課長から、労働災害の発生状況、若年層、外国人の死亡災害が多いこと、昨年末に行った建設現場の集中監督の結果、法令改正（一人親方等への安全措置義務、労働者死傷病報告等の電子申請義務化）などについて説明がされました。



続いて、建設業における化学物質管理対策について、健康課の畑野課長から、管内の職業性疾患の推移について、健康診断の有所見

率などの実情、次年度の労働衛生対策についての説明の後、新たな化学物質管理についての法規則の概要についての説明があり、今年の6月に改正が予定されている熱中症対策の強化にかかる省令改正の内容についての説明がありました。



最後に、神奈川県産業保健総合支援センターの労働衛生専門職の新名早苗氏から建設業での相談事例として働き盛りでがんや診断を受けた方や脳出血で障害が残る方の復職相談などのケースを紹介し、治療を行いながら仕事を継続していくことについての我が国の状況を踏まえ、地域産業保健総合支援センターでの支援体制についての説明がされました。当日の参加者は30名でした。



講義の最初は昨年11月から施行されているフリーランスと事業者間の取引の適正化にかかる新法の概要について神奈川県労働局の岩楯指導官からフリーランスの定義、対象となる取引、業務委託契約において明示しなければならない事項や禁止行為などの説明がされました。

続いて、神奈川県労働局の松田監

### アスベスト対策研修会

神奈川県環境農政局環境部から、適切なアスベスト対策の実施に資することを目的とし、建築物所有者、解体工事業者等の方々を対象とした、Web研修会が開催されているとのご案内をいただきました。内容は左記のとおりです。

研修会のURL  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubestutol.html#kenshu>

### 議題

- 建設リサイクル法とは 建築資材の分別解体等の適正実施について（約20分）
- 建設リサイクル法とアスベスト
- 建設リサイクル法の実務
- 解体現場における不適正事例（アスベスト）
- 啓発資料等

#### 1 法による規制

名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法、廃棄物処理法）

第1条（目的）  
 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること

※アスベスト廃棄物に係る廃掃法の改正  
 平成4年7月～ 廃石綿等が特別管理産業廃棄物として指定  
 平成18年10月～ 石綿含有廃棄物が指定された処理基準等が追加、廃石綿等の対象を拡充  
 平成23年4月～ 廃石綿等の埋立処分基準の強化

アスベスト廃棄物の適正な処理について（約20分）

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆

神奈川県労働局 令和7年2月末日現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年		6	1	3	5	5	7	6	5	1	6	2	9	56
				(1)										(1)
前年		4	3	3	3	3	11	7	5	3	7	5	8	62
		(1)												(1)

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。

## ☆死亡災害発生状況☆

令和7年3月28日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		本年 (令和7年)	前年同期 (令和6年)	前々年同期 (令和5年)	令和6年 速報値	令和5年	令和4年
製造業			2		6	4 (1)	2
建設業		2	3	5 (1)	12	16 (1)	9 (1)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		3 (2)	2 (1)	1	6 (2)	9 (3)	6 (1)
港湾荷役業						1	
商業			1		3 (2)		6 (2)
清掃・と畜業				2	3	3	4
その他		1		3	4 (1)	9 (2)	3 (2)
合計		6 (2)	8 (1)	11 (1)	34 (5)	42 (7)	30 (6)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

## ☆死亡災害の概要☆

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
2月 9時頃	建築工事業 民間 ~9人	コンベア はさまれ、巻き込まれ	<p><b>【発生状況】</b>                      ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であつた貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。                      塗装工 40~44歳（1次下請）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b>                      1 元方事業者とコンベヤー管理事業者との間（それぞれの関係請負人を含む）で、あらかじめ、日々の工事時間帯、コンベヤー稼働時間帯等具体的な情報の共有を行うこと。                      2 コンベヤー上の作業者がコンベヤーに巻き込まれることを防止するため、無線機、携帯電話等により工事関係者とコンベヤー設備管理者との連携を常時確保し、退避確認の合図等を定めること。                      3 異常事態発生時にコンベヤーの稼働を即時停止できるような連絡体制を確保すること。</p>

～無効な技能講習修了証の回収の呼び掛け～

労働安全衛生法の規定により、危険・有害業務に従事する場合には、必要な安全衛生に係る教育（技能講習）を修了した者でなければ、労働者を就業させることはできません。労働安全衛生法に基づく技能講習は、都道府県労働局長に登録されている登録教習機関でなければ行うことはできません。

今回、下記のとおり登録されている教習機関ではない法人名で、技能講習修了証に類似するものが発行されていることが確認されました。

当該修了証は、労働安全衛生法上無効ですので、無効な修了証をお持ちの方で、当該作業に従事される予定の方は、登録されている教習機関において新たに技能講習を受講する必要があります。

当該修了証をお持ちの労働者自身、労働者の所属する事業者、元請事業者等においても、修了証の記載内容を確認していただき、下記法人名の修了証等無効な修了証を認めた場合には、最寄りの労働局、労働基準監督署の窓口

に相談いただくとともに、回収へのご協力をお願いいたします。

千葉労働局では、無効な技能講習修了証の所有者へ回収の協力依頼を行っております。

記

**【事案の概要】**

㈱種子島（本社：木更津市）は、実際に安全・衛生に係る講習を実施することなく、技能講習修了証を交付していました。

労働安全衛生法に基づく技能講習については、所轄労働局長の登録を受けた登録教習機関でなければ講習を行うことができないのに、㈱種子島は登録を受けていないにもかかわらず、無効な修了証を少なくとも200枚以上発行していました。

無効な修了証は以下のように記載されています。

**株式会社種子島**  
**（本社）千葉県木更津4-4-1-2F**

**【見分け方】**

①法人名が「株式会社種子島」となっ

ている。

②技能講習終了証明書と記載されている。

正しくは技能講習修了証である。※一部正しく記載されているものもある。

**【対象となる講習・教育】**

- ・床上操作式クレーン運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- ・酸素欠乏危険作業特別教育
- ・アーク溶接特別教育
- ・フルハーネス特別教育
- ・研削砥石特別教育
- ・粉じん特別教育



以上は千葉労働局労働基準部健康安全課からのお知らせです

～令和7年度 神奈川労働局 幹部職員人事異動名簿～

官 職	氏 名	旧 官 職
労働局長	児屋野 文男	本省人事
総務部長	佐藤 健吾	本省人事
総務部総務課長	佐々木 暢	(異動なし)
総務部労働保険徴収課長	野口 誠	総務課 課長補佐
雇用環境均等部長	辺田 幸子	(異動なし)
雇用環境均等部企画課長	下川 眞徳	藤沢署 署長
雇用環境均等部指導課長	阿部 幸伸	監督課 統括特司監
労働基準部長	荒木 治美	本省人事
労働基準部監督課長	松田 恵太郎	(異動なし)
労働基準部安全課長	塚田 和男	(異動なし)
労働基準部健康課長	柴田 英彦	平塚署 署長
労働基準部監督課賃金室長	木村 隆志	(異動なし)
労働基準部労災補償課長	丸山 奈央子	本省人事
横浜南労働基準監督署長	小沼 みち子	雇用環境均等部企画課長
副署長	永吉 浩一	安全課 主任安全専門官
副署長	小暮 昌之	賃金室 賃金指導官
鶴見労働基準監督署長	野々部 敦	(異動なし)
副署長	川村 光義	労災補償課 労災訟務官
川崎南労働基準監督署長	渋谷 勇一	(異動なし)
副署長	関川 晃	安全課 安全専門官
川崎北労働基準監督署長	佐藤 邦彦	横浜南署 副署長
副署長	二瓶 紀章	(異動なし)
横須賀労働基準監督署長	福田 勝巳	相模原署 副署長
横浜北労働基準監督署長	平本 賢一	総務課 総務企画官
副署長	大須賀 徹	横浜西署 副署長
副署長	川上 悦子	(異動なし)
平塚労働基準監督署長	後藤 忠行	総務課 課長補佐
藤沢労働基準監督署長	松下 秀巳	厚木署 副署長
副署長	野口 研	(異動なし)
小田原労働基準監督署長	本間 公紀	(異動なし)
厚木労働基準監督署長	長瀬 徹也	指導課 課長
副署長	今井 貴久	徴収課 課長補佐
副署長	山端 良博	局補償課 労災監察官
相模原労働基準監督署長	荻野 憲一	(異動なし)
副署長	城所 享	労災補償課 労災審査官
横浜西労働基準監督署長	青山 浩二	川崎南署 副署長
副署長	片平 寛士	監督課 特司監

～熱中症防止対策の強化にかかる省令改正～

近年、熱中症による死亡災害は年間30人を超え、労働災害による死者数全体の約4%を占めるなど、その対策が重要となっています。また、熱中症による死亡災害のうち、その原因の多くには「初期症状の放置、対応の遅れ」がみられるが、現行法令上、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための対応については定めがないので、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応を事業者が義務付けるため、下記の省令改正が行われます。

改正の概要

事業者は、熱中症による健康障害

を生ずるおそれのある作業を行うときは、異常を早期に発見するため、作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や作業に従事する者が熱中症による健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知しなければならない。

事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、作業中止、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の症状の重篤化を防ぐために必要な措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、関係者へ周知しなければならない。

根拠条文 労働安全衛生法第22条第2号、第27条第1項

熱中症対策セミナーのご案内

～見て、つないで、動かす～

【組織で取組む 熱中症予防】

日時 4月23日(水)  
15:00～16:10  
開催方式 ZOOMウェビナー  
参加費 無料  
演者 東京工科大学  
医療保健学部 看護学科 准教授  
**帆苺 なおみ** 先生



年々進行する温暖化により熱中症は身近な問題として多くの人に認知され、予防知識も普及しています。

一方職場の熱中症対策を持続的かつ効果的に展開することに課題を感じている方も多いのではないのでしょうか。

本セミナーでは、企業産業保健看護職の立場から、見て、つないで、動かすの3つの視点で組織で取組む熱中症予防についてお話をします。

以上㈱大塚製薬工場様からのご案内で、定員は5,000名とのことです。

## 令和7年度の重点施策

- I 賃金引上げに向けた支援と非正規雇用労働者への支援
- II リ・スキリングの推進
- III 人材不足対策
- IV 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

### I 賃金引上げに向けた支援と非正規雇用労働者への支援

#### 1 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援

最低賃金の履行確保に取り組むとともに、業務改善助成金など「賃上げ」支援パッケージにより、生産性向上を通じた中小企業等の賃金引上げを支援します。



また、賃上げの原資が確保されるよう、中小企業庁等との連携して適正な価格転嫁などの環境整備にも取り組みます。

#### 2 同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働局が労働基準監督署と連携して効率的な報告徴集又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、基本給・賞与について見直しを促す働きかけ、監督署による点検要請、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

#### 3 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために令和5年10月に新設した「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知や活用助奨等を行います。

### II リ・スキリングの推進

#### 1 リ・スキリングによる能力向上支援

- 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進
- 地域職業能力開発促進協議会の活用

#### ●キャリア形成・リスキリング事業の実施

労働者の在職時からの継続的なキャリア形成やリスキリングに係る支援を推進するため、在職者や企業、学校を対象にキャリア形成支援を行う「キャリア形成・リスキリング支援センター」(厚生労働省委託事業)を周知するとともに、ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントによる相談を行います。

#### ●公的職業訓練のデジタル分野の重点化

適切な受講勧奨を通じてデジタル分野の公的職業訓練への受講を促進し、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野等での再就職の実現に取り組めます。

#### ●中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

人材開発支援助成金の「事業展開等リスキリング支援コース」及び「人への投資促進コース」の周知・活用助奨を行うとともに、デジタル分野等での活用の促進を図ります。

#### 2 労働移動の円滑化

##### ●「job tag」や「しょくばらば」の活用による労働市場情報の見える化の推進

##### ●ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

### III 人材不足対策

#### 1 ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

#### 2 人材不足分野における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野など特に人材が不足している分野の人材確保のため、県内8か所(横浜・戸塚・川崎・平塚・藤沢・相模原・川崎北・港北)のハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、事業研究セミナーや事業所見学会・就職面接会等を定期的に開催し、人材確保を支援します。また、専門窓口未設置のハローワークも含め、魅力ある職場づくりを支援するため、事業主の行う雇用管理への相談援助も実施して行きます。

#### 3 雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等

#### 提供事業者)への対応

### IV 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

#### 1 多様な人材の就労・社会参加の促進

##### ●高齢者の就労促進

働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず、その能力・経験を十分に発揮し活躍できる社会を実現するため、70歳までの就業確保措置を事業主の努力義務とする改正高齢者雇用安定法を周知するとともに、高齢者雇用に関心を持って取り組む企業への支援を行います。

##### ●障害者の就労促進

多様な障害の特性に対応した就労支援に取り組めます。法定雇用率の引上げ等により、障害者雇用の機会増加が見込まれることから、未達成企業の指導・助言の強化に取り組むとともに、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施します。



##### ●外国人労働者に対する就職支援

県内6か所(横浜・川崎・平塚・藤沢・厚木・大和)のハローワークに通訳員を配置し、通訳・多言語音声翻訳機器や、13か国語に対応した多言語コンタクトセンターを活用した多言語による相談を行います。また、県内2カ所(横浜、川崎)の新卒応援ハローワークを中心に、大学等の教育機関と連携した外国人留学生等の就職支援を実施します。

外国人労働者を雇用する事業所に対しては、外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行います。

##### ●多言語による労働条件等の相談支援体制の整備

外国人労働者相談コーナー(労働局:英語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語、厚木労働基準監督署:スペイン語)において相談等に対応します。

##### ●就職氷河期世代を含む中高年齢層へ向けた就職支援

就職氷河期世代の就労支援は、令和7年度以降、中高年齢層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキニングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するため県内4カ所のハローワーク(横浜・藤沢・相模原・川崎北)に設置された専門窓口が中心となり、専門スタッフによる伴走型の

チーム支援を実施し、不安定な働き方から正社員雇用への転換を後押しします。

##### ●地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体庁舎内へのハローワーク常設窓口の設置(26か所)や、福祉事務所等への定期的な巡回相談、就職面接会の実施により、ハローワークと地方公共団体が一体となって、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。

##### ●困難な課題を抱える若年者・新規卒者等への支援

就労に当たって様々な課題を有する若年者に対し、横浜わかものハローワーク及びハローワークにおいて、個別支援担当制で、職業相談から職場定着までの一貫した丁寧な支援を実施します。

また、就職活動に多様な課題を抱える新規卒者に対し、新卒応援ハローワーク(横浜・川崎)及びハローワークにおいて、学校や関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施します。

新規卒者も含め就労に多種多様な困難を抱える若年者に対し、全ハローワークと県内6つの地域若者サポートステーションは、相互の連携を必要に就職から職場定着まで一連の支援を実施します。また、企業と地域若者サポートステーションの積極的なマッチングの機会を設けます。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」についてあらゆる機会を捉えて周知を行い推奨します。

##### 2 女性活躍促進に向けた取組促進等

##### ●女性活躍促進のための支援

女性活躍推進法に基づき常用労働者数301人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表について着実な履行確保を図るとともに、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善の取組を促します。



##### ●マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する支援

##### 3 総合的なハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じ

ていない事業主に対し、厳正な指導の実施等により、引き続き法の履行確保を図ります。

カスタマーハラスメント、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ることにより、企業の取組を促します。

##### 4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

##### ●仕事と育児・介護の両立支援

育児期の柔軟な働き方の実現や介護離職防止のための制度周知等を目的とする改正育児・介護休業法の内容について引き続き周知を行うとともに、法の着実な履行に取り組めます。あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案等を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・指導を行います。



##### ●多様な働き方、働き方・休み方改革

個々のニーズに基づき、働く場所や時間を柔軟に設定できるテレワーク制度の導入・定着促進については「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」の支給により支援します。

##### ◆年次有給休暇の取得促進

##### ◆勤務間インターバル制度

##### 5 フリーランスの就業環境の整備

令和6年11月に施行された「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について、フリーランスから就業環境整備違反に関する申出があった場合には、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。

##### 6 安全で健康に働くことができる環境づくり

※表紙に掲載

##### ●労災保険給付の迅速・適正な給付

社会的関心が高い過労死等事案については請求件数が年々増加しているところ、認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理を一層推進します。

### 神奈川県働き方改革推進支援センター

(神奈川県労働局委託事業) ☎0120-910-090  
働き方改革推進のため、就業規則の作成方法や賃金規定の見直し、過重労働対策、非正規労働者の処遇改善、ハラスメント対策、労働関係助成金の活用など、労務管理全般に関する相談対応等を無料で行っていきます。